

湘南鎌倉医療大学同窓会 会則

第1章 総則

[名称]

第1条 本会は湘南鎌倉医療大学同窓会と称する。

[事務所]

第2条 本会の事務局は神奈川県鎌倉市山崎 1195 番地 3 湘南鎌倉医療大学（以下「本学」という。）内に置く。

2 事務局長は、本会の副会長をもってあてる。

[事務の委託]

第3条 本会の事務を、本学に委託することができる。

[目的]

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、本学の発展と向上に寄与することを目的とする。

[事業]

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の各号の事業及び活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事
- (2) 会員名簿の管理に関する事
- (3) 母校の発展、向上に関する事
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

第2章 組織

[会員の資格]

第6条 本会は次の各号の資格を持つ会員で組織する。

- (1) 正会員 本学を卒業した者及び大学院を修了した者または満期退学した者
 - (2) 準会員 本学及び大学院の在学生
 - (3) 特別会員 本学の教職員及び教職員であった者で正会員を除く者
 - (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同して入会を希望し、役員会の承認を得た者
- 2 会員が会則に違反し本会及び母校の名誉を著しく毀損したと認められるときは、役員会の決議によって除名することができる。

[役員]

第7条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)理事 若干名
- (4)会計 若干名
- (5)監事 2名

[顧問]

第8条 本会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は本学の教職員の中から会長が2名推薦し、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について指導・助言を行うものとする。

第3章 役員の選出・任期・職務

[役員の選出]

第9条 役員は正会員の中から、総会において選出する。

[役員の任期]

第10条 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは役員会の承認を得て補充し、その者の任期は前任者の残任期間とする。

[役員の職務]

第11条 役員は次の各号の職務を行う。

- (1)会長は、本会を代表して会務を総理し、役員会の議長となる。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、本会の事務局長を兼務する。
- (3)理事は、役員会の議決に基づき会務を処理する。
- (4)会計は、会の経理をつかさどり、会計監査の監査を経た上で役員会において会計報告する。
- (5)監事は、本会の会計、資産状況及び業務の執行を随時監査し、総会において報告する。

[役員の報酬]

第12条 役員は無給とする。

第4章 会議

[会議]

第13条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

[総会]

第14条 総会は、毎年1回開催するものとし、会長が召集する。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1)事業計画

(2)会則の変更

(3)役員の選出

(4)その他、本会の運営上重要な事項

3 臨時の総会は、役員会が特に必要と認めたとき、または正会員の3分の1以上から、会議に付すべき事項を示して開催の要求があったときに、会長が召集する。

[総会の議決]

第15条 総会は、出席人員をもって成立し、その議決は出席人員の過半数をもって成立する。ただし、会則の改正等についての議決は、出席人員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

2 総会の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。

[議長]

第16条 総会の議長は出席者の中から互選により選出する。

2 議長は総会の議事の進行を行う。

[役員会]

第17条 役員会は必要に応じ、会長がこれを召集する。

2 役員会は次の事項を審議する。

(1)総会に提出する原案の作成

(2)総会の決議による会務の処理

(3)その他会長が必要と認める事項

3 役員会は過半数の出席がなければ開催することができない。

第5章 会計

[会計年度]

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

[経費]

第 19 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入で構成する。

[会費]

第 20 条 会員の会費は、終身会費とし、別表のとおりとする。

2 特別の事情がある場合、総会の議を経て臨時会費を徴収することができる。

3 正会員の会費は、卒業年度内に支払うものとする。準会員の会費は、入学時に支払うものとし、これをもって正会員会費に充てる。特別会員の会費は、入会時に支払うものとする。賛助会員の会費は、役員会で入会の承認を得た後、速やかに支払うものとする。

4 会費の徴収は、本学に委託することができる。

5 一旦納入した会費は返還しない。

第 6 章 その他

[身上異動の通知]

第 21 条 会員は住所、氏名等の変更があったときは、遅滞なく本会事務局に通知するものとする。

[会則の改正]

第 22 条 この会則の改正は役員会の議を経て総会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

別表

	会 費	備 考
正会員	20,000 円	
準会員	20,000 円	準会員の会費は、令和 7 年入学生より適用する。
特別会員	20,000 円	
賛助会員	50,000 円	